

介護事業者の連携強化について（報告）

厚生労働省 老健局

中山間・人口減少地域対応に関する議論の進め方

- 介護保険制度の見直しに関する意見（令和7年12月25日社会保障審議会介護保険部会。以下「介護保険部会意見書」という。）の「I－2. 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等」に掲げられた事項については、以下のとおり議論を進める。

・特定地域（中山間・人口減少地域）の基準

→昨年末までの議論を踏まえ、介護保険部会において基準の考え方を議論

・特定地域サービス（特例介護サービスの新たな類型）

→対象サービスや人員配置基準・包括的な評価の仕組み（特定地域居宅サービス等事業との関係性の整理を含む。）について、介護給付費分科会において議論

・特定地域居宅サービス等事業（介護サービスを事業として実施する仕組み）

→上記の特定地域サービスの包括的な評価の仕組み（特定地域居宅サービス等事業との関係性の整理を含む。）に係る介護給付費分科会の議論の状況を踏まえて、制度設計や事業費・上限の考え方等について、介護保険部会において議論

・介護事業者の連携強化

→地域において中心的な役割を果たす法人・事業所がサービス提供を維持・継続するための仕組み及びインセンティブについて、介護保険部会等において議論

※既存施設の有効活用、調整交付金の在り方については、介護保険部会意見書を踏まえ、法令・通知改正等の必要な対応を行う。

※検討事項や議論の場については、今後の議論状況等に応じて変更する場合がある。

論点⑤ 介護事業者の連携強化

現状・課題

- サービス需要の減少する中山間・人口減少地域においても、地域住民のニーズに応じ必要な介護サービスの提供が継続される体制を確保していくことが課題。
- そうしたなか、介護事業所の協働化により、教育体制の整備による人材育成、共同購入・経費削減、地域貢献などの成果が他事例でも見られるところ、2040年を見据え、各地域においてこうした介護事業者の連携強化を推進するための仕組みの構築が課題。

介護サービス事業所の経営の協働化の事例

- ※1 令和3年度老人保健健康増進等事業「介護経営の大規模化・協働化に関する調査研究事業事例集」をもとに作成
- ※2 各好事例は、小規模法人のネットワーク事業の補助金を活用して運営。

妻有地域包括ケア研究会 (12法人・88拠点・164事業所)

新潟県の提案に基づき、設立準備委員会を立ち上げて研究会を開設。

- ・ **人財育成の協働化**により、ケアの質向上、職員のやりがい・働きがいにつながり、離職率が2桁から1桁に落ち着いた。
- ・ **備品の共同購入**によりボリュームディスカウントを受けることができた。

一般社団法人福智町 社会福祉連携協議会 (24法人・52事業所)

社会福祉協議会が推進役を担い、協議会を設立。令和3年4月に法人化。

- ・ **合同での人財募集**のチラシ作成や、専用ページの開設、外国人介護人材の受入体制等の整備を行った。**合同研修**により講師費用等を抑えることができた。
- ・ マスクや抗原検査キットなどの**共同購入**を実施。また、電力会社と交渉し**大規模特約割引契約**に至った。

やまがの介護 協働推進ネットワーク (10法人・10事業所)

生活支援コーディネーターのいる法人が中心となり連携。

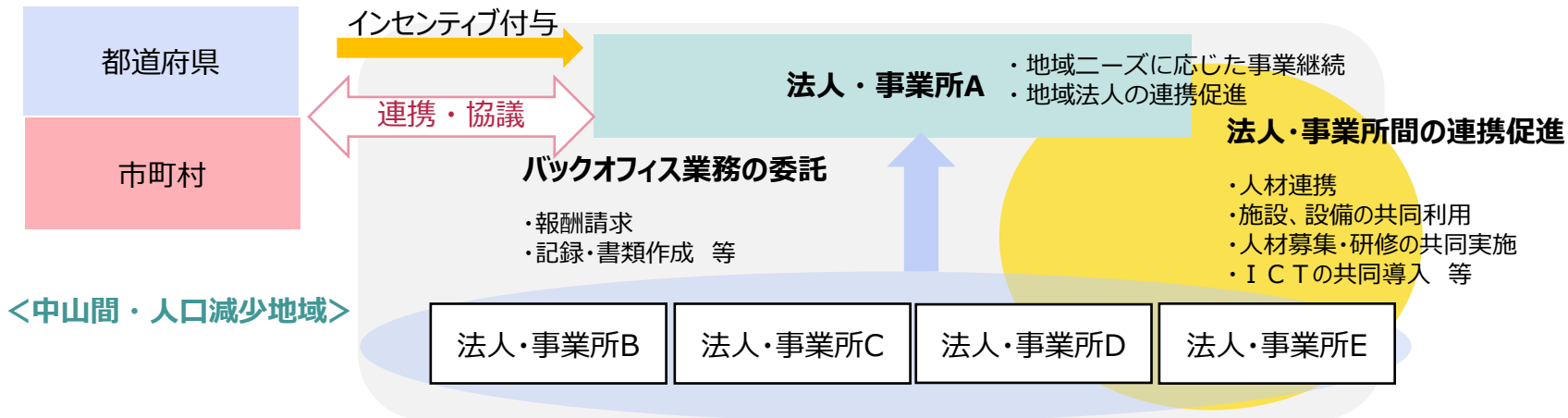
- ・ 地域住民と施設職員との**共同研修を実施**。
- ・ 山鹿市の全世帯に求人チラシを年2回配布。在宅を支援する職員が不足しているため、「働くことのできる高齢者」等へ働きかけ、**職員確保**。

論点⑤ 介護事業者の連携強化

論点に対する考え方（検討の方向性）

- サービス需要の減少する中山間・人口減少地域においては、地域住民のニーズに応じ必要な介護サービスの提供が継続される体制を確保していくため、**地域における連携の推進が重要**であり、特に小規模事業者が多い離島・中山間地域において必要な取組と考えられる。また、将来的に社会福祉連携推進法人に展開することも期待される。
 - 当該地域における各サービスの一定期間の継続等にかかる方針について、地域内の事業者連携や残された地域資源、地域住民との協力体制も踏まえ、都道府県、市町村、法人、事業所が協議することが重要と考えられる。
- 中山間・人口減少地域において、都道府県及び市町村と連携しながら、**地域のニーズに応じた事業継続を担うとともに、介護事業者間の連携において中心的な役割を果たす法人・介護事業所**に対し、**インセンティブを付与**することが考えられるのではないかな。
- インセンティブの内容としては、例えば、法人間での人材の連携等を前提とした配置基準の弾力化、ICT等テクノロジー導入補助金の補助率引き上げや介護報酬の加算における更なる評価などが考えられるのではないかな（※）。
- （※）詳細については、今後、上記を前提に、介護給付費分科会等で議論。

【イメージ】



介護保険部会意見書（抜粋）

I 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

2. 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

（現状・基本的な視点）

- （前略）中山間・人口減少地域においては、高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する中、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、その需要に応じて計画的にサービス基盤の維持・確保を図っていく必要がある。また、担い手の不足が他の地域と比較しても更に深刻な状況にあり、訪問系サービスにおける移動に係る負担や季節による繁閑など、経営課題も顕在化してきており、サービスの質の確保や、職員の負担等への配慮を前提に、人員配置基準の柔軟化や介護事業者の連携強化を推進するための仕組みの構築が必要である。

（介護事業者の連携強化）

- 中山間・人口減少地域において、地域における介護サービス提供体制を確保するとともに、地域のサービス需要に柔軟に対応する観点から、都道府県や市町村と連携しながら、法人や事業所が、中心的な役割を果たすような仕組みが必要である。
- 例えば、法人や事業所が、
 - ・ 一定期間にわたり事業継続する役割を担うことや、
 - ・ 複数の事業所間の連携を促進するとともに、他法人・事業所の間接業務の引受けを行うこと等を通じた業務効率化等の取組を推進するといった仕組みを検討することが考えられ、法人間での人材の連携等を行う場合の配置基準の弾力化に加え、法人や事業所間の連携において中心的な役割を果たす法人・事業所に対して、ICT等のテクノロジー導入に係る補助金等による支援を行うとともに、介護報酬の加算における更なる評価等のインセンティブを付与することについて、介護給付費分科会等で議論することが適当である。

介護事業者の連携強化の方向性について

現状

- 介護保険部会意見書においては、「中山間・人口減少地域において、地域における介護サービス提供体制を確保するとともに、地域のサービス需要に柔軟に対応する観点から、都道府県や市町村と連携しながら、法人や事業所が、中心的な役割を果たすような仕組みが必要」とされた。
- 意見書等を踏まえ、中山間・人口減少地域において、都道府県と協定を締結し、一定期間の事業継続や連携・協働を推進する法人・事業所に対するインセンティブとして、令和9年度概算要求において、協定に基づく連携の取組に要する経費への支援や、連携に参画する事業所に対するテクノロジー導入補助金の補助率の上乗せ等を盛り込んでいる。
※上記のほか、地域医療介護総合確保基金や地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金において、支援メニューの追加や配分基礎単価の加算措置等を盛り込んでいる。

今後の検討事項について

- 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制を確保するため、協定に基づき介護事業者が実施する事業継続・連携等に係る取組や協定の内容について検討を行う。
- 協定に基づいた取組の推進に関し、都道府県・市町村の果たすべき役割について検討を行う。

参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業

令和9年度概算要求額 240億円（-）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 220億円
うち投資枠 240億円

1 事業の目的

介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。

また、「省力化投資促進プラン」（令和7年6月13日）において、2040年に▲20%以上の業務効率化を図る必要があるとされており、生産年齢人口が減少していく中、計画的かつ継続的に職場環境改善・生産性向上のための介護テクノロジー等の導入を図っていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行うとともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り、伴走支援を充実させる。

2 事業の概要

生産性向上の取組を通じた職場環境改善を推進するため、介護事業所においてAI活用を含めた介護テクノロジー等を導入する費用及び地域全体で導入する費用の補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善等の取組など協働化等の支援を行うとともに、経営改善の支援に係る事業を実施する。あわせてこれらに要する都道府県等の伴走支援の強化等を実施する。

3 事業のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

（1）生産性向上の取組を通じた職場環境改善

①生産性向上に資する介護テクノロジー等の導入

ア 見守り機器・介護記録ソフト・インカムについては、業務時間削減効果が確認されているため集中的に支援。特に、小規模事業者も含めこれらのテクノロジーがより広く事業者へ普及するよう支援。そのため、介護テクノロジー等の導入にかかる費用を補助するとともに、導入等と一体的に実施する業務改善にかかる費用（※）を補助。（2）③の連携に参画する事業所については、補助率を増加

（※）介護記録ソフトの導入前後の定着を促進する費用やWi-Fi環境整備費用も含む

イ 介護テクノロジー等の導入にあたって、リ・スキリング等で事業所内に生産性向上を担う人材を養成・研修するなど業務改善に必要な費用を補助

②地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施

・（2）③の連携の取組や、地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面的に生産性向上の取組を推進

・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間でのケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集

（2）小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善など協働化等の支援、経営改善支援事業の実施

①人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援等に加え、福祉医療機構（WAM）による経営分析や地域の支援機関による経営改善に向けた支援などを行うための費用の補助を実施

②福祉医療機構における介護施設等の経営サポート事業の充実・強化（事業スキーム：国→WAM（実施主体）、運営費交付金の交付）

③都道府県と協定を締結し、介護事業者間の連携を推進する事業所について、バックオフィス業務の

受託、人材募集・研修の共同実施等、当該連携に係る費用について補助を実施

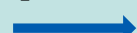
（※）中山間・人口減少地域などサービス過少地域において、協定を締結する場合に限る。

（3）都道府県等による伴走支援等の実施

・小規模事業所等に対するICT導入や協働化等の伴走支援等が着実に実施されるよう、必要な都道府県等の体制を整備

【事業スキーム】

国



都道府県



市町村



事業者

【実施主体】

都道府県（都道府県から市町村への補助も可）

【負担割合】

（1）①ア…国・都道府県4／5、事業者1／5

※（2）③に参画する事業所については、国・都道府県 10／10

（1）①イ、（1）②、（2）②、（2）③、（3）…国・都道府県 10／10

（2）①…国・都道府県4／5、事業者1／5

※国と都道府県の負担割合は以下の通り

（1）①ア、（2）①…国4／5、都道府県1／5

（1）②、（2）③…国9／10、都道府県1／10

（1）①イ、（2）②、（3）…国 10／10

地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

令和9年度概算要求額 国費：201億円（201億円）（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2040年に向けて「時間軸」及び「地域軸」の両視点からの地域包括ケアシステムの深化を実現するため、都道府県計画に基づき、地域ごとのサービス需要の変化に応じて地域密着型サービス等の介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。令和9年度は、建築費高騰を踏まえた配分基礎単価の見直しを行うほか、社会福祉法等の一部を改正する法律を踏まえた見直しを行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 地域医療介護総合確保基金を活用し、都道府県計画に基づき実施する事業を支援
※ 改正法を踏まえ、有料老人ホームの対象地域等の拡大（全国化）や介護予防支援拠点事業を対象施設に追加【拡充】

1. 地域密着型サービス等の整備等を支援する事業

- ① 地域密着型サービス事業所や小規模な介護施設等※を整備等する事業
※ 平成18年度の三位一体改革において、定員30人以上の広域型介護施設等の整備に係る経費は税源移譲（一般財源化）しており、各都道府県が支援を実施。
※ 対象施設を合築・併設する場合は補助単価を5%加算、空き家を活用した地域密着型サービス事業所等の整備も対象
- ② 介護離職ゼロ対象施設等を1施設整備する際に、併せて広域型施設1施設の大規模修繕・耐震化を行う事業
- ③ 大都市において介護施設等の改築・大規模修繕等の工事中の代替施設を整備する事業
- ④ 都市部において地域密着型サービス事業所を広域型施設に転換するための整備を行う事業
- ⑤ 過疎地域等において広域型施設等のダウンサイジングや小規模な介護施設等に転換するための整備を行う事業
- ⑥ 都市部・過疎地域等において介護施設等の統合や集約等を行う事業 ※都市部においては補助単価を5%加算

2. 介護施設等の円滑な開設・安定的な運営を支援する事業

- ① 介護施設等の開設準備経費を支援する事業
※ 介護施設等（定員30人以上の広域型施設を含む）の開設に必要な初経費を支援
※ 開設には改築による再開時、増床、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト事業所の設置、一定の条件を満たす場合の災害復旧時を含む
- ② 用地確保のための定期借地権の設定の際の一時金を支援する事業 ※一定の条件を満たす場合、普通借地権も可
- ③ 土地所有者と介護施設等を運営する法人等のマッチングを行う事業
- ④ 介護施設等の大規模修繕に併せて行う介護ロボット・ICTの導入を支援する事業
- ⑤ 介護職員用の宿舎や施設内保育施設を整備する事業

3. 介護施設等の利用者の生活環境等の向上に資する事業

- ① 特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ含む）における多床室のプライバシー保護のための改修を行う事業
- ② 介護施設のユニット化のための改修を行う事業
- ③ 介護施設等において看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として改修を行う事業
- ④ 共生型サービスの促進のため、介護事業所において障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備整備を行う事業
- ⑤ 介護施設等における感染拡大防止対策を行う事業（新型コロナウイルス感染拡大対策事業を改称）

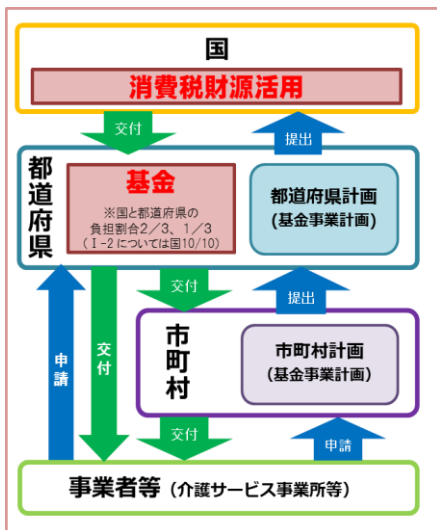
令和9年度配分基礎単価の見直し

近年の建設費の高騰等を踏まえた所要の経費を確保するとともに、事業の実施状況等を踏まえた単価の引上げを行うほか、生産性向上や中山間地域で連携・協働に取り組む法人の加算を創設する。

（参考）近年の単価の引き上げ率

R 5	R 6	R 7	R 8
+ 8.9%	+ 8.1%	+ 4.7%	+ 7.7%

3 実施主体等



注）介護施設等の所在地が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島の場合、補助単価を8%加算。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 [介護施設等の災害対応拠点機能強化分]

令和9年度概算要求額 349億円（－）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 21億円
うち投資枠 349億円

1 事業の目的

- 近年、自然災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の発生も切迫する中、災害時に地域の要配慮高齢者等を受け入れる介護施設等の機能強化は喫緊の課題である。
- 令和6年能登半島地震における教訓等も踏まえ、災害時を見据えた平時からの体制整備が進められる中、国土強靱化基本計画等に基づく対策と軌を一にし、災害時の要配慮高齢者等の受入れ及び福祉支援の提供体制を確保するため、都道府県や市町村が作成する計画に基づき実施する、介護施設等における災害対応拠点機能の充実のための整備に対し支援を行う。
（参考）「経済財政運営と改革の基本方針2026」（抄） 「介護・福祉分野においても、老朽化・災害対策を含む施設・設備の計画的な整備を支援する。」

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 都道府県計画に基づき実施する次の事業を支援

1. 対象となる介護施設等

- 次の要件のいずれにも該当する広域型・地域密着型の介護施設等
 - ① 市町村から福祉避難所としての指定を受けている又は都道府県・他の市町村等との間で協定を結んでいること
（都道府県・自治体が災害対応拠点として関係する計画等に位置づけているものを含む）
 - ② 築25年以上（地方自治体が災害対応機能の強化のため特に必要と認める場合は築10年以上）であること

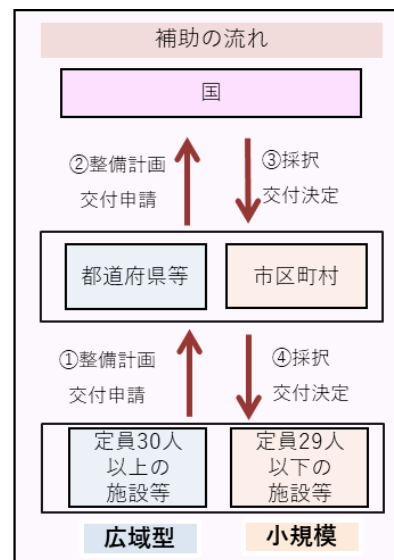
2. 対象となる事業

- 介護施設等の災害対応拠点機能の向上に資すると認められる改修・大規模修繕等
例）土砂災害等に備えた施設の補強改修、耐震改修（非構造部材の落下防止対策含む）、免震補強、非常用自家発電設備を補完する電気設備、通信設備等の施設等の基盤整備を図るためのもの
※災害リスクの高い区域から移転を行う場合や、将来的な介護需要を踏まえた計画を立てている場合は改築も対象とする。

3. 配分基礎単価

- 介護施設等における防災・減災・強靱化のための投資を強力に促進するため、介護施設等に関する建築工事費の上昇（実勢単価）に即した支援を行えるよう、現行の地域医療介護総合確保基金の配分基礎単価を相当額引き上げる。
- また、以下の介護施設等については、配分基礎単価を加算する。
 - ・ 災害レッドゾーン・イエローゾーンに立地している
 - ・ 国土強靱化のための事業と一体的に整備に取り組む介護施設等
 - ・ 生産性向上に取り組む介護施設等（社会福祉連携推進法人、生産性向上加算取得等）
※中山間・人口減少地域等において、都道府県と協定を締結し、介護事業者間の連携・協働を推進する法人の介護施設等については、さらに配分基礎単価を加算。

3 実施主体等



令和9年度概算要求額 12億円＋事項要求（12億円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 62億円

1 事業の目的

うち投資枠 事項要求 「第1次国土強靱化実施中期計画」における推進が特に必要な施策については、予算編成過程において検討する。

- 高齢者施設等の防災・減災・国土強靱化対策を推進するため、都道府県や市町村が作成する整備計画に基づく、施設・設備等の整備事業について支援し、利用者の安全・安心を確保する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

広域型
小規模

- 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を支援

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

小規模

- 施設の老朽化に伴う大規模修繕を支援
- 耐震化改修、水害対策に伴う改修等、非常用自家発電設備の整備を支援

③ 社会福祉連携推進法人や生産性向上、中山間・人口減少地域で連携・協働に取り組む法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業

広域型

- 社会福祉連携推進法人の社員等、生産性向上、中山間・人口減少地域で連携・協働等に取り組む法人の老朽化した広域型施設の大規模修繕等を支援（下線部拡充）

④ 高齢者施設等の非常用自家発電設備・給水設備整備事業・水害対策強化事業

広域型
小規模※

- 災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力や水の確保を自力でできるよう、
 - ・ 非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）の整備や水害対策に伴う改修等を支援
 - ・ 給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備を支援（※広域型施設・小規模施設も対象）

⑤ 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業・換気設備整備事業

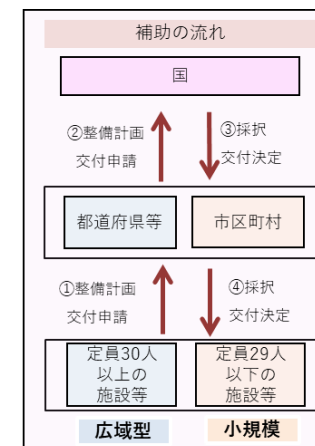
広域型
小規模

- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、安全上対策が必要なブロック塀等の改修を支援
- 感染リスクの低減のため、換気設備の設置等を支援

令和9年度補助基準単価等の見直し

- 近年の建設費の高騰等を踏まえた所要の経費を確保するとともに、事業の実施状況等を踏まえた単価の引上げ等を行う。
（参考）令和8年度 7.7%引き上げ
- 中山間・人口減少地域等の支援の充実のため、地域医療介護総合確保基金と同様に、離島・豪雪地帯等の単価に8%を加算することを可能とする

3 実施主体等



介護保険部会における主な意見

- 介護事業者の連携強化については、単なる大規模化とは分けて考えるべき。サービスの維持や間接業務の効率化などの利点は理解できるが、地域に根差した小規模事業所の廃業のリスクあるいは効率化重視による職員の削減やサービス事業の縮小といったことが生じないようにすべきである。
- 小規模な事業者が多い離島・中山間地域でこそ事業者の協働化は必要な取組であり、将来的に社会福祉連携推進法人につながることを期待している。
- 事業者連携について、人材育成・研修についてはスムーズだが、バックオフィス業務としての請求業務やお金のやり取り、業務記録の作成・保管など、非常に難しい部分が出てくるのではないかなと思う。できる部分、難しい部分についてもう少し整理をしていく必要があるのではないかな。
- インセンティブの付与として配置基準の弾力化を行うことは、現場の業務負担が増加しないよう慎重に検討を進めるべきである。また、補助金の補助率の引上げについて異論はないが、介護報酬の加算については利用者の負担増加につながるため、慎重な検討が必要である。
- 中心的な役割を果たす法人・介護事業所に対しインセンティブを付与することについて、複数の法人・事業所が連携する際、一法人、一事業所にのみインセンティブが付与されるということは問題があるのではないかな。
- 地域において各法人が連携することを検討していくことについて、都道府県や市町村の役割の明確化が必要である。中山間・人口減少地域は、中心となる法人へのインセンティブの付与や人員体制の支援が不可欠であり、連携する必要性やメリットを話し合う場や好事例の共有の場を設けるように、都道府県や市町村の積極的な関与と支援が必要である。
- 中山間・人口減少地域において、地域における連携は重要である。その場合、都道府県や市町村がしっかりと支援、サポートしていただきたい。また、連携の中心的な役割を果たす法人あるいは介護事業所に対するインセンティブの付与について、特に財政面でのインセンティブの付与に当たっては、要件および財源を含めて慎重に検討いただきたい。
- 介護事業者の連携に関する実態調査等を実施し、現状をしっかりと把握した上で、インセンティブ等の検討を図るべきではないかな。

令和6年度介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた 経営の協働化・大規模化に関する調査研究事業報告書（抜粋）

- 全国の介護サービス施設・事業所を対象に協働化の取組について調査したところ、取組有と回答した事業所数は43.2%（3,638事業所）、取組なしと回答した事業所数は56.8%（4,792件）であった。
- 協働化を実施したことがあると回答した事業所のうち、最も多い取組内容は「合同研修等の実施」であり、全体の54.8%（1,992事業所）を占めている。次いで「職員（従業員）の人事交流」が34.4%（1,251事業所）、「顧客の紹介・仲介」が24.4%（887事業所）であった。

○協働化の取組内容（複数回答可、n=3,638）

	件数	%
1. 人材募集や一括採用	704	19.4
2. 合同研修等の実施	1,992	54.8
3. 従業員の職場定着や職場の魅力発信に資する取組	568	15.6
4. 人事管理システムや福利厚生等のシステム・制度の共通化	330	9.1
5. 事務処理部門の集約・外部化	293	8.1
6. 各種委員会の設置や各種指針の策定等	660	18.1
7. 協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備	193	5.3
8. 協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備	203	5.6
9. 経営及び職場環境改善等に関する専門家からの助言	424	11.7
10. 顧客の紹介・仲介	887	24.4
11. 業務の外注	360	9.9
12. 職員（従業員）の人事交流	1,251	34.4
13. その他	126	3.5

令和6年度介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた 経営の協働化・大規模化に関する調査研究事業報告書（抜粋）

○ 協働化について、取組の効果があると回答した事業所の効果の内容については、「合同研修等を通じて、職員のスキルアップをしやすいになった」と回答した事業所が 49.3%（1,163 事業所）と最も多く、次いで、「自事業所のサービス提供の効率化が図れた」と回答した事業所が 26.9%（635事業所）であった。

○協働化の効果の内容（複数回答可、n=2,361）

	回答数	%
1. 自事業所の年間売上高が増加した	383	16.2
2. 自事業所の経常利益額・率が増加した	180	7.6
3. 自事業所の一人当たり売上高/経常利益額が増加した	125	5.3
4. 自事業所のサービス提供の効率化が図れた	635	26.9
5. 自事業所のサービス提供の平均コストの低減が図れた	96	4.1
6. 合同説明会等を通じて、人材確保がしやすくなった	144	6.1
7. 在籍出向や人事交流がスムーズになった	193	8.2
8. 合同研修等を通じて、職員のスキルアップをしやすいになった	1,163	49.3
9. 協働している事業所間のノウハウを活用し、質の高いサービスを提供できるようになった	423	17.9
10. 材料等の共同購入などにより経費を削減できた	99	4.2
11. 事務業務の共有化により、業務量の軽減につながられた	221	9.4
12. 協働していることをアピールすることでブランディング向上につながり、地域住民や求職者への訴求力を強化できた	129	5.5
13. 介護サービス等を協働で行うことで、地域の不足するサービスを補填・創出することができた	203	8.6
14. その他（詳細をお書きください）	128	5.4

令和6年度介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた 経営の協働化・大規模化に関する調査研究事業報告書（抜粋）

○ 協働化を検討したが実施に至らなかった理由については、「協働するための人員を確保することができなかった」と回答した事業所が 29.9%（209 事業所）と最も多く、次いで、「協働するための手順や手続きがわからなかった」と回答した事業所が 22.1%（154 事業所）、「協働する相手が見つからなかった」と回答した事業所が 20.5%（143 事業所）であった。

○協働化を検討したが、実施に至らなかった理由（複数回答可、n=698）

	回答数	%
1. 協働する相手が見つからなかった	143	20.5
2. 協働しようとする内容について合意ができなかった	78	11.2
3. 協働する上での費用を負担することができなかった	56	8.0
4. 協働するための人員を確保することができなかった	209	29.9
5. 協働するための手順や手続きがわからなかった	154	22.1
6. その他	58	8.3